

# 大阪商工会議所議員選挙・選任規約

昭和 29 年 4 月 1 日	実施
昭和 34 年 3 月 25 日	改正
平成 13 年 3 月 29 日	改正
平成 16 年 3 月 29 日	改正
平成 16 年 7 月 29 日	改正
平成 22 年 7 月 26 日	改正
平成 25 年 7 月 31 日	改正

本規約は、本商工会議所定款（以下「定款」という。）第 35 条第 4 項の規定に基づき、議員の選挙及び選任に関し必要な事項を定める。

## 第 1 章 総 則

（選挙管理委員長）

第 1 条 選挙管理委員長は、議員の選挙及び選任に関する事務を総理する。

2 選挙管理委員長は、事務局長をもってこれにあてる。

3 選挙管理委員長に事故あるときは、あらかじめ選挙管理委員長が指名した理事がその職務を行う。

（公告）

第 2 条 議員の選挙及び選任に関する公告は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

## 第 2 章 1 号議員の選挙

第 1 節 選挙の施行

（通常選挙）

第 3 条 通常選挙は、議員の任期満了の日の前 30 日以内に行う。

2 通常選挙の期日、場所及び選挙する 1 号議員の数は、選挙の期日の 30 日前までに公告する。

3 天災事変その他の事由により、選挙ができない場合は、選挙の期日を変更の上、直ちにその旨を公告する。

（補欠選挙）

第 4 条 1 号議員の定数の 5 分の 1 以上が欠員となったときは、補欠選挙を行う。

2 補欠選挙の期日、場所及び選挙する 1 号議員の数は、常議員会の議決を経た後、選挙の期日の 30 日前までに公告する。

3 前条第 3 項は、補欠選挙について準用する。

（選挙委員会）

第5条 選挙の施行は、選挙委員会が行う。

2 選挙委員会は、選挙委員をもって組織する。

3 選挙委員会は、選挙管理委員長が招集し、その議長となる。

4 選挙委員は10人以内とし、選挙管理委員長が学識経験者のうちから委嘱する。

(選挙立会人)

第6条 選挙管理委員長は、選挙人名簿に登録された者のうちから、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の選挙立会人を委嘱する。

## 第2節 選挙人名簿

(選挙人名簿の調製)

第7条 選挙人名簿は、会員ならびに会員以外の特定商工業者については毎年8月1日現在において選挙資格を調査した後調製する。

2 選挙人名簿には、次の事項を記載する。

(1) 選挙人の氏名又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 有する選挙権の個数

(選挙人名簿の縦覧)

第8条 選挙人名簿は、10日以内の日を定めて、事務局において会員及び会員以外の特定商工業者の縦覧に供する。

(異議の申し出)

第9条 選挙人名簿に関し異議があるときは、前条に定める期間内に、その旨を申し出ることができる。

2 選挙人名簿を修正したときは、直ちにその旨を公告する。

(選挙人名簿の確定)

第10条 選挙人名簿は、第8条の規定による期間が終ってから5日を経て確定する。

## 第3節 投票

(選挙の方法)

第11条 選挙は、投票により行う。

(選挙人)

第12条 投票は、選挙人名簿の確定日現在において、それに登録された会員及び会員以外の特定商工業者(以下本規約において「選挙人」という。)をもって行う。

2 選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

3 選挙人は、選挙人名簿の対照を経て、選挙の当日、投票所において投票をしなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第13条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において、選挙人に交付する。

2 投票用紙の様式は、別に定める。

(投票の記載事項及び投函)

第14条 選挙人は、投票所において、別に定められた投票の方式にしたがい、

1号議員の候補者1名を選択して、投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(代理投票)

第15条 選挙人は、第12条第2項の規定にかかわらず、選挙の権利を行使する者を定め、代理投票をさせることができる。

2 前項の代理人は、その資格を証する書類を選挙管理委員長に提出しなければならない。

3 前項の資格を証する書類の様式は、別に定める。

(投票の拒否)

第16条 選挙管理委員長は、選挙立会人の意見を聴き、投票を拒否することができる。

(投票所に入出し得る者)

第17条 選挙人、その代理人、投票所の事務に服する者、投票所を監視する職権を有する者及び選挙管理委員長が選挙委員会の承認を得て投票所に入ることを許可した者以外の者は、投票所に入ることができない。

(投票所における秩序保持)

第18条 投票所において演説討論をし、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙管理委員長は、これを制止し、命に従わないときは、投票所外に退出させることができる。

2 前項の規定により退出させられた者は、最後になって投票をすることができる。

#### 第4節 開 票

(開票日及び開票の公告)

第19条 開票は、投票の当日又はその他の日に行う。

2 開票の日時及び場所は、予め公告する。

3 天災事変その他の事由により、開票ができない場合は、開票の日時を変更の上、直ちにその旨を公告する。

(開票)

第20条 選挙管理委員長は、選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票の総数と行使した選挙の権利の個数とを計算する。

2 選挙管理委員長は、選挙立会人とともに、投票を点検する。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 21 条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙管理委員長が決定する。  
(無効投票)

第 22 条 左の投票は、無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 1 号議員の候補者でない者を選択したもの
- 3 1 投票用紙に 2 人以上の 1 号議員の候補者を選択したもの
- 4 被選挙権のない 1 号議員の候補者を選択したもの
- 5 他事を記載したもの
- 6 1 号議員の候補者の何人を選択したかを確認し難いもの
- 7 別に定められた投票の方式に従わない選択がなされたもの

(開票の参観)

第 23 条 選挙人又はその代理人は、開票の参観を求めることができる。

(準用規定)

第 24 条 第 17 条 (投票所に入出し得る者) 及び第 18 条第 1 項 (投票所における秩序保持) の規定は、開票所の取締りについて、準用する。

## 第 5 節 議員候補者及び当選人

(立候補の届け出等)

第 25 条 1 号議員の候補者になろうとする者は、選挙の期日の公告があった日から、選挙の期日の 15 日前 (午後 4 時) までに、文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

- 2 選挙人名簿に登録された者が他人を 1 号議員の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。
- 3 1 号議員の候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙の期日の 14 日前 (午後 4 時) までに、文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。
- 4 第 1 項から前項までの届け出があったとき、又は 1 号議員の候補者が左に掲げる事由によって議員となることができなくなったときは、選挙管理委員長は、直ちにその旨を公告する。
  - 1 会員たる資格の喪失
  - 2 死亡又は解散
  - 3 除名
  - 4 会員権の停止
- 5 第 1 項から第 3 項までの届け出に要する文書の様式は、別に定める。

(供託金等の請求)

第 26 条 本商工会議所は、選挙委員会の承認を得て、1 号議員の候補者に対し、供託金の納入又は選挙費用の一部の負担を求めることができる。

(当選人)

第 27 条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。但し、選挙する 1 号議員の定数をもって、有効投票総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙委員会において、選挙管理委員長がくじで決める。
- 3 当選人が選挙の期日後において、第 25 条第 4 項各号に掲げる事由により、議員となることができなくなったときは、当選を失う。
- 4 当選人が当選を辞退したとき、又は前項の規定により、当選を失ったときは、直ちに選挙委員会を開き、第 1 項但書の規定による得票者で、当選人とならなかった者のうちから当選人を定める。

(無投票当選)

第 28 条 第 25 条第 1 項及び第 2 項（立候補の届出等）の規定による届け出のあった 1 号議員の候補者がその選挙における 1 号議員の定数を超えないとき、若しくは超えなくなったときは、投票を行わない。

- 2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙管理委員長は、直ちにその旨を公告し、併せて選挙委員会を開き、1 号議員の候補者をもって当選人と定める。

(当選人決定の通知)

第 29 条 当選人が定まったときは、選挙管理委員長は、直ちに当選人に当選の旨を通知する。

(議員の職務を行う者の届け出)

第 30 条 当選人が法人その他の団体である場合は、前条の当選の通知を受けた日から 5 日以内に 1 号議員の職務を行う者 1 人を定め、その氏名及び法人その他の団体における職名を届け出なければならない。但し、1 号議員の職務を行う者は、定款第 32 条第 9 項各号（役員欠格事由）の 1 に該当する者であってはならない。

(当選の辞退)

第 31 条 当選人は、当選の通知を受けた日から 5 日以内に、文書により当選を辞退することができる。

- 2 前項の文書の様式は、別に定める。

(当選人確定の場合の公告)

第 32 条 当選人が確定したときは、選挙管理委員長は、直ちに当選人の住所、氏名、又は当選人が法人その他の団体である場合は、その所在地、名称及び第 30 条（議員の職務を行う者の届け出）の規定により届け出のあった者の職名、氏名を公告する。

(選挙録の作成及び保存)

第 33 条 選挙管理委員長は、選挙に関する選挙録を作成し、選挙委員会の経過

を記載の上、選挙立会人とともに署名する。

- 2 選挙録は、選挙人名簿及びその他の関係書類とともに、議員の任期の間、本商工会議所において保存する。

(再選挙)

第34条 実施した選挙が左に掲げる事項の1に該当するときは、選挙の期日から30日以内に再選挙を行う。但し、当選人が1号議員の定数の5分の4を超えるときは、再選挙を行わない。

- 1 当選人がないとき、又は当選人が1号議員の定数に達しないとき
- 2 当選人が当選を辞退したとき、又は第27条第3項の規定により当選を失ったとき
- 3 第35条の規定により、当選が無効となったとき

- 2 第3条第2項は、再選挙について準用する。

第6節 当選の無効

(当選の無効)

第35条 当選人が選挙に関して、本規約に違反したときは、選挙委員会の議を経て、その当選を無効とする。

### 第3章 2号議員の選任

(選任の時期)

第36条 2号議員の選任は、1号議員の選挙期日の30日前までに、各部会において行う。

(選任に係る部会員の確定)

第37条 2号議員の選任は、議員の任期満了年度の前年度末現在における部会員をもって行う。但し、補欠選任の場合は、部会が必要と認めるとき、2号議員を選任するための部会の会議(以下本章において「部会の会議」という。)開催期日の60日前現在における部会員をもって行う。

- 2 2以上の部会に所属している会員は、定款第48条第4項の規定により、2号議員の選任に関し、いずれか1部会を定め、予めその旨を文書で本商工会議所に届け出なければならない。
- 3 前項の文書の様式は、別に定める。

(部会の会議の招集及び議長)

第38条 定款第50条第2項但書の規定により、部会の会議は、選挙管理委員長が招集し、その議長となる。

(議員候補者選考委員会)

第39条 部会員は、部会の会議において、部会員(部会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者)のうちから2号議員の候補者選考委員(以下本章において「選考委員」という。)を選任する。

2 選考委員は、10人以内とし、選挙管理委員長を含め、2号議員の候補者選考委員会（以下本章において「選考委員会」という。）を組織する。

3 選考委員会は、選挙管理委員長が招集し、その議長となる。但し、選考委員会の議決に加わることはできない。

（議員候補者の選定）

第40条 選考委員会は、部会員（部会員が法人又は団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者）のうちから2号議員の候補者を選定する。

2 選考委員会が2号議員の候補者を選定したときは、選挙管理委員長は、直ちにその経過を部会の会議に報告しなければならない。

（議員の選任）

第41条 部会員は、部会の会議において、前条第1項の規定により選定された2号議員の候補者のうちから、その部会に割当られた定数の2号議員を選任する。

2 部会に対する2号議員の割当定数は、定款第35条第3項の規定により、その部会員数及びその部会員が負担する会費口数を勘案して、常議員会の議決を経て定める。

3 部会の会議が2号議員を選任したときは、選挙管理委員長は、直ちに2号議員に選任された者にその旨を通知しなければならない。

4 2号議員に選任された者は、前項の通知を受けた日から5日以内に、文書で就任を承諾する旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

5 前項の文書の様式は、別に定める。

（議員就任の辞退及びその補欠選任）

第42条 2号議員に選任された者は、前条第4項の期間内に、文書で選挙管理委員長に届け出て、就任を辞退することができる。

2 前項の規定により、2号議員に選任された者が就任を辞退したときは、選挙管理委員長は、直ちに部会の会議を招集し、改めて2号議員の候補者のうちから2号議員を選任する。この場合の2号議員の補欠選任については、第40条（議員候補者の選定）及び第41条（議員の選任）の規定を準用する。

3 第1項の文書の様式は、別に定める。

（議員確定の場合の公告）

第43条 2号議員が確定したときは、選挙管理委員長は、直ちに2号議員の住所、氏名、又は2号議員が法人その他の団体の会員の権利を行使する者である場合は、その所在地、名称職名及び氏名を公告する。

（議員選任の経過録の作成及び保存）

第44条 選挙管理委員長は、2号議員選任に関する経過録を作成し、その他の関係書類とともに、議員の任期の間、本商工会議所において保存する。

## 第4章 3号議員の選任

(選任の時期)

第 45 条 3号議員の選任は、1号議員の選挙期日の30日前までに、議員総会において行う。

(選任に係る会員の確定)

第 46 条 3号議員の選任は、3号議員を選任するための議員総会開催期日の30日前現在における会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下本章において同じ)のうちから行う。

(議員候補者選考委員会)

第 47 条 議員総会において、議員のうちから3号議員の候補者選考委員(以下本章において「選考委員」という。)を選任する。

2 選考委員は、20人以内とし、会頭を含め、3号議員の候補者選考委員会(以下本章において「選考委員会」という。)を組織する。

3 選考委員会は、会頭が招集し、その議長となる。

(議員候補者の選定)

第 48 条 選考委員会は、第46条の規定により確定した会員のうちから3号議員の候補者を選定する。

2 選考委員会が3号議員の候補者を選定したときは、会頭は、直ちにその旨を議員総会に報告しなければならない。

(議員の選任)

第 49 条 議員総会は、前条第1項の規定により選定された3号議員の候補者のうちから、3号議員を選任する。

2 議員総会が3号議員を選任したときは、会頭は直ちに3号議員に選任された者にその旨を通知しなければならない。

3 3号議員に選任された者は、その通知を受けた日から5日以内に、文書で就任を承諾する旨を会頭に届け出なければならない。

(議員就任の辞退)

第 50 条 3号議員に選任された者は、前条第3項の期間内に、文書で会頭に届け出て、就任を辞退することができる。

2 第1項の文書の様式は、別に定める。

(補欠選任)

第 51 条 3号議員の補欠選任については、第47条(議員候補者選考委員会)、第48条(議員候補者の選定)、第49条(議員の選任)、第50条(議員就任の辞退)の規定を準用する。

(準用規定)

第 52 条 第43条の規定は、3号議員の確定について準用する。

## 附 則

本規約は、昭和29年4月1日から実施する。



附 則

- 1 定款第 35 条第 3 項及び本規約第 41 条第 2 項に規定する部会に対する 2 号議員の割当 定数を決定する際の「部会員が負担する会費口数」に、旧大阪工業会との統合に伴い、部会員が本会議所の平成 16 年度会費として、大阪工業会会費相当分の一定割合を加えた金額（以下「上乗せ会費」という。）を負担しているときは、その上乗せ会費を本会議所の会費口数に換算（端数は切り捨て）して加える。
- 2 会員が平成 17 年度会費として上乗せ会費を負担している場合には、上乗せ会費を本会議所の会費口数に換算（端数は切り捨て）し、本来の口数と合わせた口数に応じて定款第 13 条第 1 項に定める個数の選挙権を有する。

(参 考)

1 号議員の選挙権

会員一負担する会費の口数に応じて次表の通り

会費の口数	1	2	3	4	5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30
選挙権の個数	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30
会費の口数	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61 以上			
選挙権の個数	33	36	39	42	45	48	50			

但し特定商工業者である会員については、会費とは別に負担金を納入した場合に限り、上記選挙権のほかに更に 1 個の選挙権が与えられます。

特定商工業者（但し本所会員を除く）－1 個